

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正及び
関係告示の整備に関する告示についての意見・情報の募集について

平成30年1月17日
農林水産省消費・安全局動物衛生課

この度、「家畜伝染病予防法施行規則の一部改正及び関係告示の整備に関する告示」について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正及び関係告示の整備に関する告示（案）について（概要）を参照。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- ・ 電子政府の総合窓口e-Gov（<http://www.e-gov.go.jp/>）に掲載。
- ・ 農林水産省消費・安全局動物衛生課において配布

3 意見・情報の提出方法

（1）インターネットによる提出

（2）郵送 〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1
農林水産省消費・安全局動物衛生課

（3）ファクシミリ 03-3502-3385

4 意見・情報の提出上の注意

- ・ 提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・ 提出に当たっては、氏名（又は法人名）、電話番号及びメールアドレスを明記してください（提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の連絡に利用します。なお、これらの情報は御意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。）
- ・ 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報の提出の締切日

平成30年2月15日（郵便の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 意見公募要領
- ・ 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正及び関係告示の整備に関する告示（案）について（概要）

- ・家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示（案）